

【2020年度第2次補正予算に対する緊急要求】＜要求の根拠＞

A 私立大学生の修学支援が緊急に不可欠な理由

1. 世界一高い私立大学の学費は、公財政支出をめぐる私立・国立格差から生じている

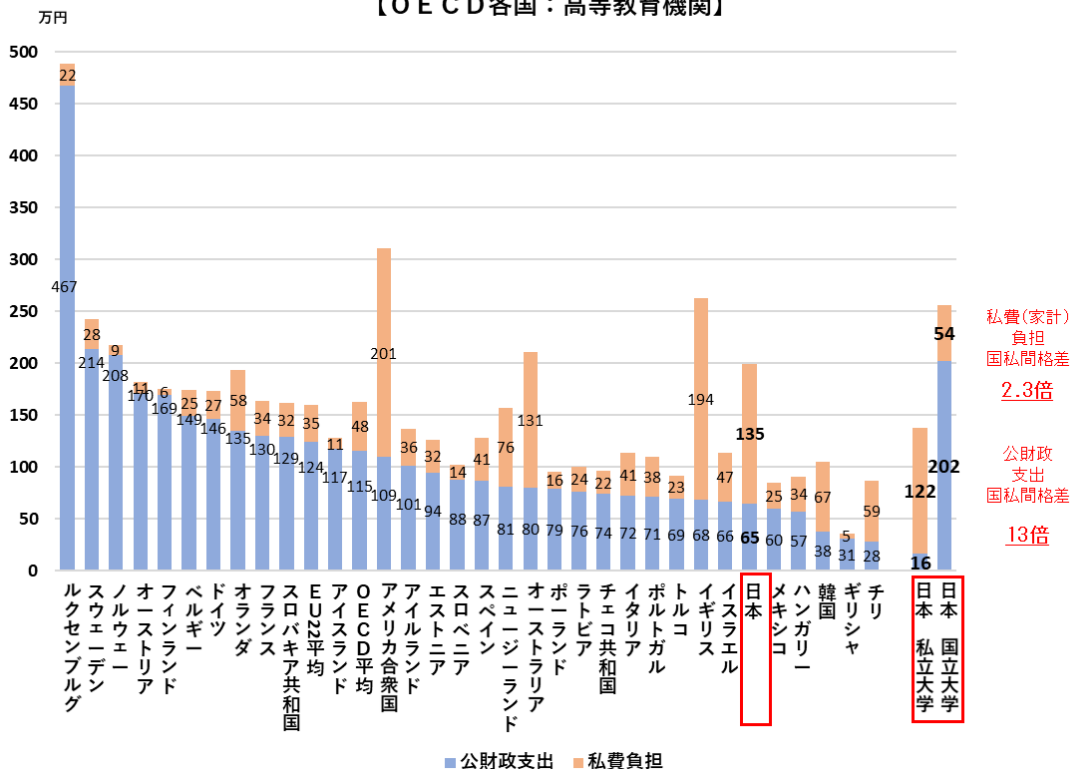
国立大学の授業料標準額は年 53.6 万円であるのに対し、私立大学生が納付する学費（授業料・施設設備費・実験実習費等を含む）は年 120 万円に及ぶ（日本私立大学団体連合会しらべ）。

こうした学費の格差が生まれるのは、大学に対する政府支出の規模が異なるからである。下図は、OECD 加盟各国の高等教育費公財政支出と私費負担が GDP に占める割合をグラフにしたものである（作成＝日本私立大学団体連合会）。日本全体の公財政支出は 32 カ国中 27 位と低い水準にある。ところが、日本全体から私立大学と国立大学を抽出すると、私立大学に対する公財政支出は国際的に断トツの最下位である一方、国立大学は高水準にあることがわかる。

学生一人当たり公財政支出額でみると、私立大学生は約 16 万円であるのに対し、国立大学生は約 202 万円と差別的とも言うべき大きな格差が存在している。ここに、私立大学の学費負担が非常に重くなっている要因がある。

学生一人当たり公財政支出と私費負担

【OECD各国：高等教育機関】



出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケーター(2018年版)より作成(2015年データ)

※公財政支出について、「日本私立大学」は、『今日の私学財政(大学・短期大学編)』(平成28年度)「大学法人」の「事業活動収支計算書(大学部門)」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計から「地方公共団体補助金」を除いて作成。「日本国立大学」は、各法人の『財務諸表付属明細書』(平成27年度)における「運営費交付金債務」「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細(施設費の明細・補助金等の明細)」を合計し作成。「日本私立大学」「日本国立大学」の私費負担は家計負担。「私立大学」は、日本私立大学団体連合会「学生納付金等調査(平成27年度入学生)」より作成し、施設設備費等を含む。「国立大学」は標準授業料額。

※OECD のデータは各国通貨による算定結果を購買力平価(PPP)で米ドル換算したものであり、その額に日本の PPP レート(103.45 円)を掛けて円に換算した。

私立大学は学生数で全体の 73.8%、学校数で 77.2%を占めている（2019 年学校基本調査）。

私立大学は教育の比重が高く、国立大学は研究の比重が高いなど、性格が異なるという指摘は成り立つかもしれない。しかし学生が大学で学ぶということの持っている意義からみれば、私立大生と国立大生の価値は同じである。ここに違いを主張するとなれば、もはや不当な社会的差別である。

2. 私立大学生に薄く、国立大学生に厚い修学支援制度が、問題をさらに深刻化している

(1) 2019 年度までの制度

①授業料減免に対する国の支援の不当な格差

各大学が経済的に困難な学生を対象として実施している授業料減免に対する国の支援も、私立国立間の大きな格差の下に置かれてきた。

私立大学への予算措置は、私立大学等経常費補助に計上され、各大学の減免額のうち 2 分の 1 以内を補助するものとされている。文科省の 2019 年度当初予算の見積【右表】では、対象者は全学生のわずか 4.2%で、一人当たり補助額は約 18 万円、平均授業料の 20%程度しか補助されない。

一方、国立大学については国立大学法人等運営費交付金に計上され、全学生の 11%を対象に、授業料相当額が予算措置されている。

学費負担が重い私立大学生に対する支援の薄さが如実に現れている。

2019 予算案 授業料減免事業支援への予算措置

	私立大学	国立大学
予算額（百万円）	17,700	36,521
対象人数（人）	96,000	66,000
一人当たり額（円）	184,375	553,348
全学生数に占める対象者の割合（%）	4.2	10.9

*大学・短大を含む。

*全学生数は2019年度学校基本調査による。

②学生支援機構による奨学金の貸与状況

日本学生支援機構の貸与奨学金の採用においても、国公私立大の間に大きな格差がある。奨学金新規採用者数の入学者数に占める割合でみると【右表】、無利子奨学金では公立大で 25.8%、国立大 20.4%であるのに対し、私立大では 15.6%でしかない。一方、有利子奨学金では私立が 28.2%であるのに対し、国立は 17.6%と大きな開きがある。

2017年度 新規採用者数の入学者数に対する割合(学部)

第1種 無利子		採用人数(人)	入学者数(人)	割合(%)
	国立大学	20,250	99,462	20.4
公立大学	8,241	31,979	25.8	
私立大学	77,746	498,292	15.6	
計	106,237	629,733	16.9	

第2種 有利子		採用人数(人)	入学者数(人)	割合(%)
	国立大学	17,470	99,462	17.6
公立大学	7,213	31,979	22.6	
私立大学	140,405	498,292	28.2	
計	165,088	629,733	26.2	

*日本学生支援機構「JASSO年報・平成29年度版」、文部科学省2017年度学校基本調査より作成。

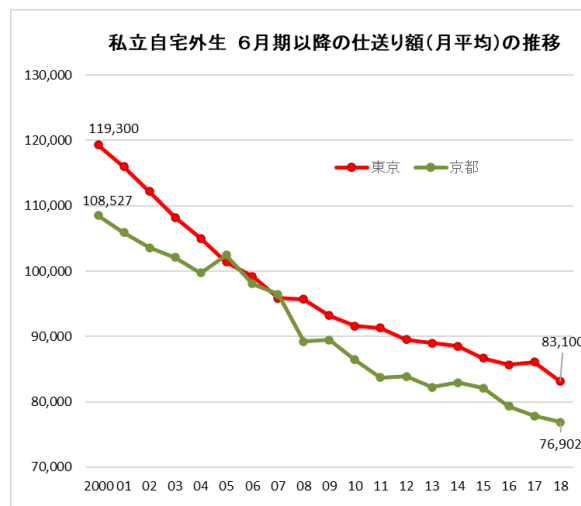
(2) 修学支援新制度の創設と授業料減免事業への補助の廃止

修学支援新制度の創設に伴って、私立大学の授業料減免事業への補助予算は廃止された。その結果、中間所得層を対象とした授業料減免事業への補助金はゼロになった。前年度まで補助対象となっていた「給与所得者 841 万円以下」の膨大な数の学生が、減免対象から排除される危険性が極めて高い。一方、国立大学については、すでに授業料減免を受けている在學生に相当する予

算として 223 億円が措置されている。ここにも、学費負担が重い私立大学生に対する政府の差別的な姿勢が如実に現れている。

3. 平常時でも、私大生の家計は苦しくアルバイトが必須な状態に置かれている

東京私大教連と京滋私大教連が毎年実施している家計負担調査によれば、自宅外生に対する親などからの仕送りは年々史上最低額を更新している。東京私大教連の 2019 年度調査結果では、仕送り額から家賃を除いた 1 日当たりの生活費はわずか 730 円でしかない。アルバイトなしには、ごく普通の学生生活を継続することさえ困難な実態を示している。私大生の多くは平常時でさえ、勤労学生であり、ブラックバイトにもさらされながら、歯を食いしばって学生生活を送っている。そこに、新型コロナ感染防止施策による収入減や失業が直撃しているのが現下の深刻な状況である。



B 私大・私大生を排除した第1次補正予算

4月30日に成立した第1次補正予算は、私立大学と私立大学生に冷たいというよりも、私立大学とその学生を無視していると言っても過言ではない内容であった。

○ 経済的に修学困難な学生に対する授業料減免についての国立大学の補正予算額は4億円。これは運営費交付金として措置され、「各大学が独自に行う授業料減免のうち、家計急変を事由とするものを実施するための経費を支援」としている。対象は700名で、一人当たり57.1万円、授業料相当額を全額免除する予算規模である。他方、大学数で8割を占める私立大学の授業料減免支援は、わずかに3億円である。しかも補助率1/2以内としているので、多くの私立大学が授業料減免事業を実施すれば、補助率は際限なく下がる。

文科大臣は国会答弁では、国立大4億円、私立大3億円の枠組みについて「従来の枠組み、実績を勘案して」と述べているが、すでに2020年度には、私大の授業料減免事業は不要として廃止されている。同じく文科大臣答弁によれば、想定している私大の対象人数はわずかに1600名とされ、「砂のなかの針」である。一人当たり18.75万円。これでは15%しか措置されず、残りは大学負担である。

○ 空調・換気設備・トイレ改修として、私立学校を対象として3億円が計上されている(補助率は1/3)。しかしこの対象の私立学校には、私立大学は含まれていないので、衛生環境を改善するための私大への補助はゼロである。国立大学に対しては、トイレ等の衛生環境改善整備として46億円が計上されている。86大学、1大学平均で5348.8万円である。ロックダウンが続く私立大学の再開は、遅くなっても仕方がないともいうのだろうか。

○ 遠隔授業(オンライン授業)の環境構築として27億円が計上されている。国公私立大学、専門学校ごとの内訳は未定であり、監視を怠れば、国立に重点配分することになるのであろう。

積極的にオンライン授業に取り組んでいる私大には「雀の涙」か、重点配分される「砂の中の針」になることが危惧される。

衛生環境の整備、授業料減免、オンライン授業支援は、いずれも私立・国立に格差を設けることに根拠はなく、学生数に応じて、平等に配分すべきである。

C すべての学生を対象とする要求の重要性

わが国高等教育機関の4分の3が在籍をしている私立大学の学生は、政府が高等教育無償化を国際公約としているにも関わらず、世界一高い学費と貧しい修学支援制度のもとにおかれている。現下生じているコロナ感染防止のための緊急事態や、今後も続くコロナ感染防止に対応する環境変化のなかで、私大生の学業継続への不安はかつてなく大きくなっている。

その最大の理由は、家計によって支えるには学費負担が重すぎることである。学費負担が半減するよう財政支出を求めることは、平常時においても当然のことであるが、現下の厳しい環境のもとでは、きわめて切実な要求である。

またアルバイト収入の激減に加え、遠隔授業に対応するための支出増（機器・用具等の自費購入）、図書館閉館に伴う書籍の自費購入、自宅外学生の家賃負担等は、修学・研究の継続を危ういものとしている。学生が高等教育に値する教育を受けることは、権利であるとともに、今後の社会の宝となる投資である。このことから、すべての留学生、大学院生、学生が等しく修学・研究を継続できるように、給付金10万円を緊急に支給するよう要求する。